平成２１年（フ）第３８８号
埼玉県三郷市三郷１丁目29番地１　トヨダアメニティホームズＩ201
債務者　鈴木　禎子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
愛媛県今治市本町１丁目２番地の13
債務者　渡部　哲郎
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４３号
愛媛県今治市本町１丁目２番地の13
債務者　渡部　文映
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで松山地方裁判所今治支部

平成２０年（フ）第４６号
埼玉県秩父市下影森1174番地５
債務者　安類紀美子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２０年（フ）第４７号
埼玉県秩父市下影森1174番地５、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木2106番地６
債務者　安類　正浩
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２０年（フ）第４８号
埼玉県秩父市近戸町16番７号
債務者　安類　紀夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
群馬県太田市鳥山上町1551番地７
債務者　新井　幸浩
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９２号
青森県八戸市白銀台３丁目８番地１　市営住宅３－２－３
債務者　淡路　昭夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
静岡県熱海市和田町３番12号　莞山荘
債務者　高橋　春美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
静岡県沼津市西沢田684番地の５　レオパレスベローラオカベ205、前住所静岡県富士宮市宮原341番地の１　レオパレスナカヤ202号
債務者　和田　　幸
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
静岡県御殿場市御殿場367番地の４
債務者　平川　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
静岡県駿東郡長泉町中土狩784番地の10、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町中土狩743番地の１
債務者　稲葉　勇次
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５４号
名古屋市天白区表山１丁目204番地　シャルム八事４Ａ号
債務者　小久保律子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４号
京都府舞鶴市森本町13番地14
債務者　島田　拓也
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
札幌市南区南沢４条４丁目９番15号
債務者　細川　康則
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８２号
札幌市北区北20条西６丁目１番25―207号、前住所北海道岩見沢市５条東３丁目２番地５第２吉岡マンション１Ｆ２号
債務者　水上　鉄也
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５５号
北海道北広島市稲穂町東５丁目１番地８
債務者　田中　　年
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで札幌地方裁判所民事第４部